

令和 8 年度
新潟市浄化槽設置整備事業
補助金制度説明会

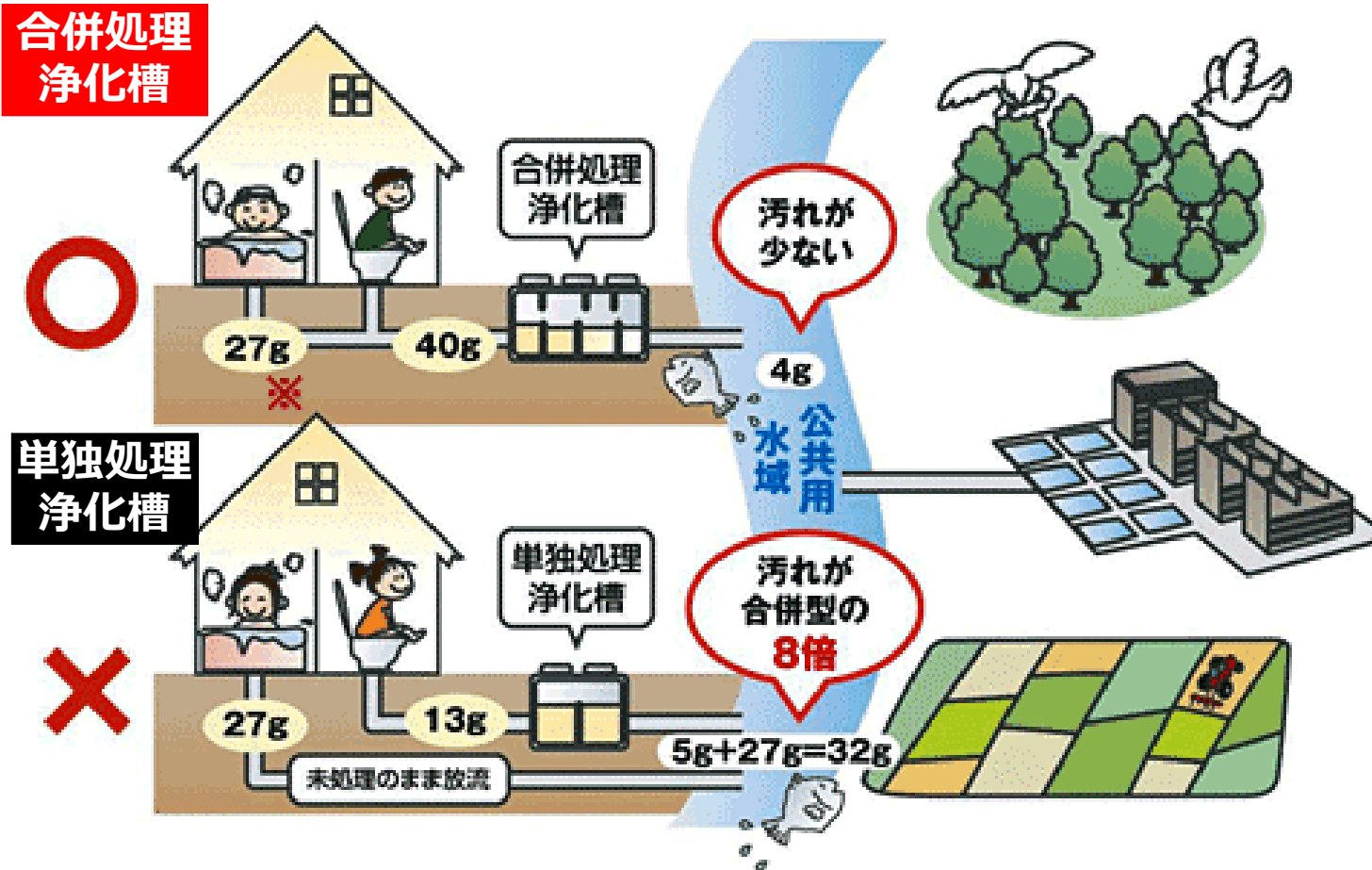
 新潟市環境部環境対策課

説明会の内容

- 1 制度の趣旨
- 2 制度の要点
- 3 制度利用上の注意点
- 4 留意事項

※本日の説明は、令和8年度予算成立の場合の内容です。

1 制度の趣旨



	R6年度
合併処理浄化槽	12,471基 (9,728基)
単独処理浄化槽	37,677基 (30,933基)
合計	50,148基 (40,661基)

()内の数字は住宅施設関係のうち5~10人槽の基数

1 制度の趣旨

令和3年度から、下水道を中心とする污水处理方針を見直し、下水道で整備する地域と浄化槽で整備する地域に区分

本制度の目的

住宅への合併処理浄化槽設置に補助を行うことで污水处理施設未普及地域の早期解消と持続可能な污水处理対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止する。

2 制度の要点

次年度、補助金額や補助対象者・対象工事、
などの基本的な内容に変更はありません。

	令和7年度	令和8年度
予算額	51,100千円	52,860千円
想定件数	55件	57件
実績	38件	—

2 制度の要点

- ① 補助対象区域
- ② 補助対象者
- ③ 補助対象工事
- ④ 補助金額
- ⑤ 手続きの流れ
- ⑥ 変更点

2 制度の要点 ①補助対象区域

合併処理浄化槽**移行**区域

下水道事業計画区域※を改め、合併処理浄化槽で汚水処理を行うとして指定された区域

合併処理浄化槽**整備**区域

下水道事業計画区域※、農業集落排水事業区域、公設浄化槽整備区域を除いた区域

※令和3年4月1日時点のもの

2 制度の要点 ②補助対象者

本市の**補助対象の区域**で、
住宅等に浄化槽を設置し**居住する人**

以下に該当する場合は対象外

× 事務所や工場，店舗等単体の建物

(ただし併用住宅の住宅部分は対象)

× 共同住宅 × 販売や譲渡を目的とした住宅等

× 賃貸住宅の賃貸人

(ただし賃貸人の承諾を得た賃借人であれば対象)

2 制度の要点 ③補助対象工事

工事区分	本体設置工事	宅内配管工事	撤去工事
① 転換工事 (設置替え)	対象	対象	対象
② 建替え設置 (同一敷地に限る)	対象	対象	対象
③ 新築時の新設 (移行区域に限る)	対象	対象外	対象外

- ① 既存住宅に設置された単独処理浄化槽又はくみ取便槽を、合併処理浄化槽に転換する工事。
- ② 単独処理浄化槽又はくみ取便槽が設置された既設住宅の建替えに伴い、合併処理浄化槽を設置する工事。
- ③ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事。

2 制度の要点 ④補助金額

本体設置工事の補助金額（限度額）

区分	5人槽	7人槽	10人槽	上乗せ補助金
新築に伴う新設	405,000円	570,000円	990,000円	対象外
単独処理浄化槽からの 転換又は建替え等	405,000円	570,000円	990,000円	対象
くみ取便槽からの転換 又は建替え等	435,000円	600,000円	1,020,000円	対象

2 制度の要点 ④補助金額

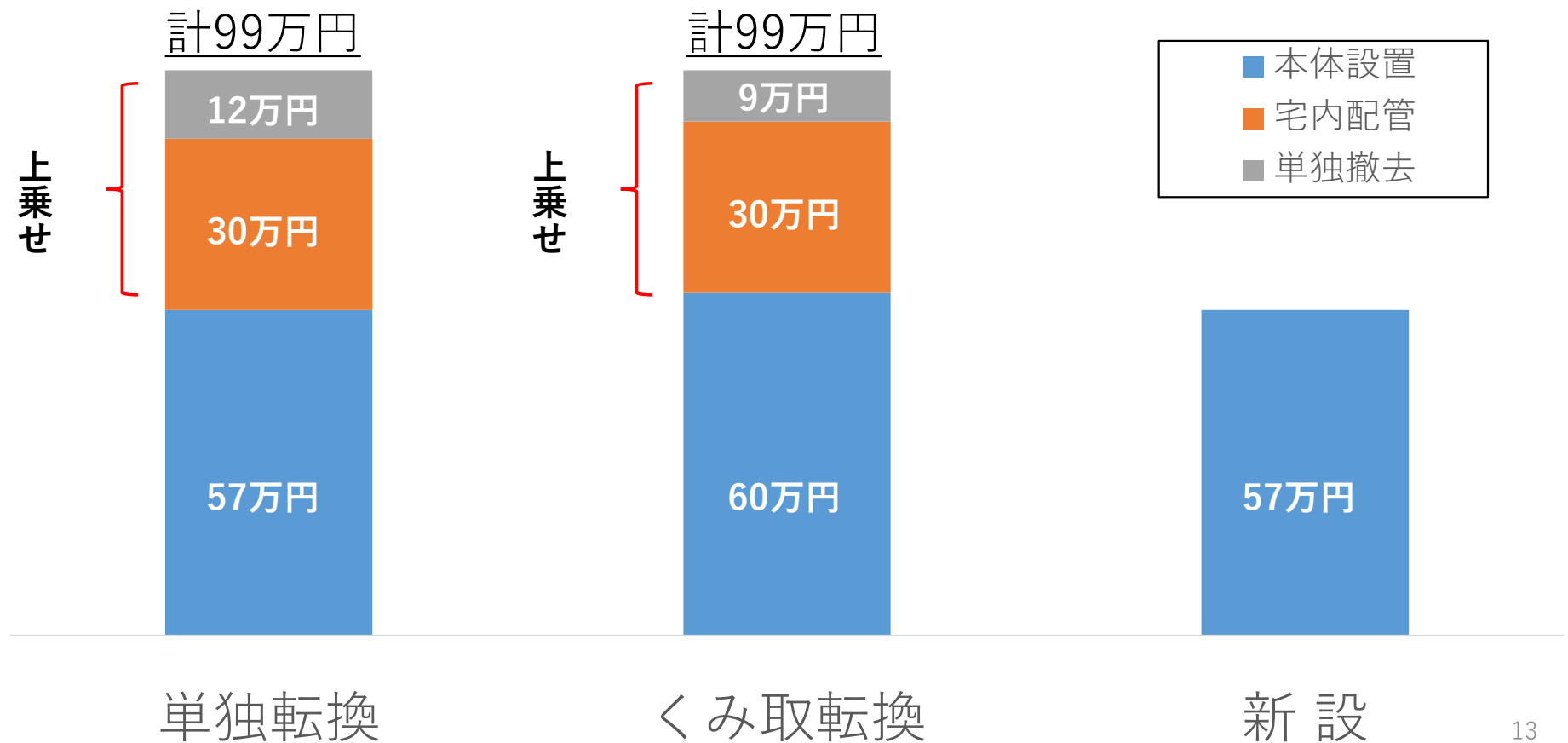
上乘せ補助金額（限度額）

宅内配管工事	撤去工事	
	単独処理浄化槽の場合	くみ取便槽の場合
300,000円	120,000円	90,000円

宅内配管工事の補助を利用する場合、原則、単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去が必要です。

2 制度の要点 ④補助金額

上乗せ補助利用のイメージ（7人槽設置工事例）



2 制度の要点 ④補助金額

上乗せ補助利用時の上限額

区分	5人槽	7人槽	10人槽	上乗せ補助金
新築に伴う新設	405,000円	570,000円	990,000円	対象外
単独処理浄化槽からの 転換又は建替え	825,000円	990,000円	1,410,000円	対象
くみ取便槽からの転換 又は建替え等	825,000円	990,000円	1,410,000円	対象

2 制度の要点 ⑤ 手続きの流れ



…申請者の手続き



…市の手続き

補助対象区域の確認
11条検査受検履歴の確認

転換の場合
浄化槽設置届出書の提出
又は
建替え等・新築の場合
建築確認申請書の提出

審査完了

申請 2 週間以内
納税証明書の取得

その他添付書類準備



交付申請書の提出
受付開始
R8年4月1日以降
申請期限
R9年2月1日

提出先は設置場所
所在区の各区役所



交付決定通知書の送付

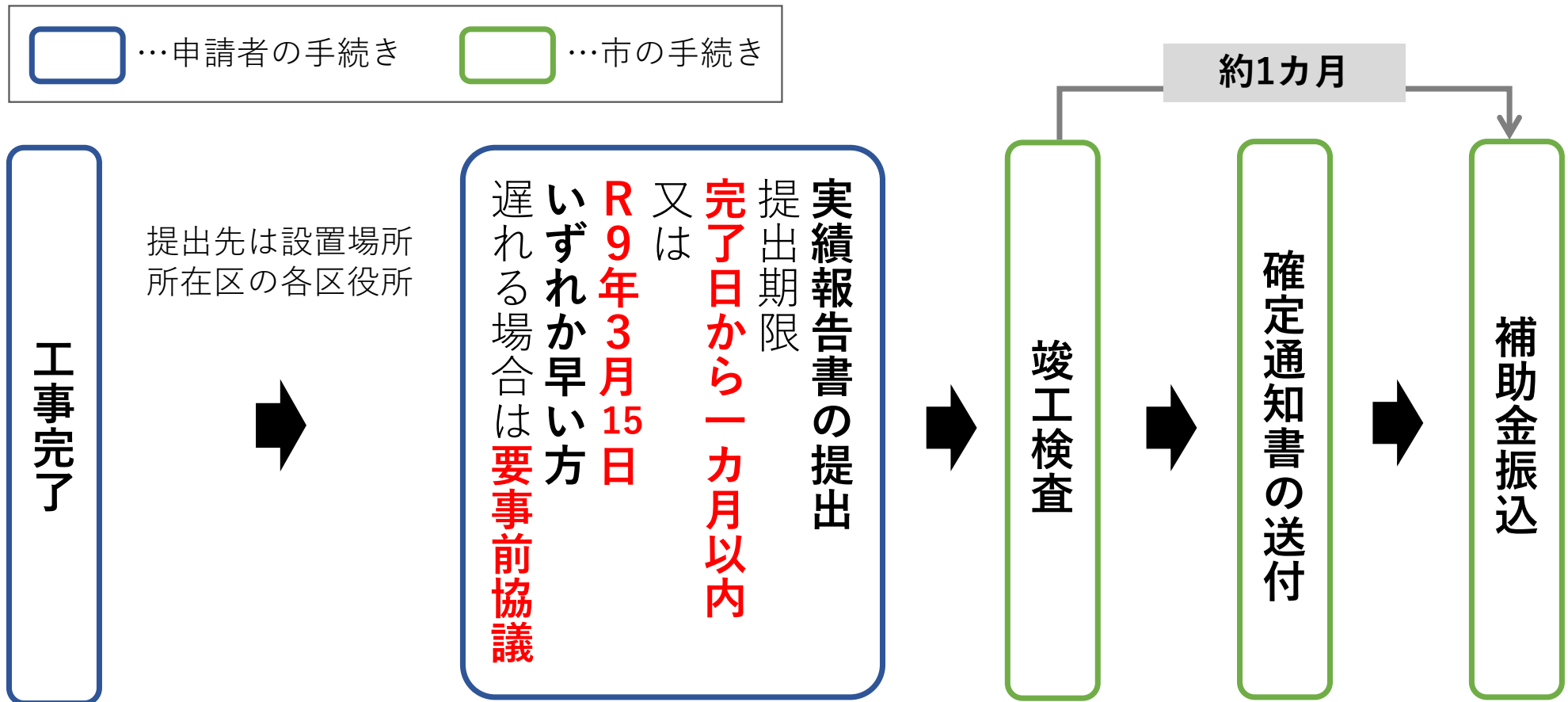


工事着手

申請前の準備

審査期間
約 2 週間

2 制度の要点 ⑤ 手続きの流れ



2 制度の要点 ⑥変更点

【改定案】
別記様式第2号
浄化槽設置整備事業補助金 確認書兼同意書

1. 補助金を申請する全ての方へ

(1) 次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。	確認
① 工事は、市から交付決定通知が届いてから着手します。	<input type="checkbox"/>
② 工事内容に変更があった場合は、「変更承認申請書」を速やかに提出します。	<input type="checkbox"/>
③ 工事完了後、1か月以内または3月15日（報告期限を延長することが適当と認められた場合には年度末（3月31日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。（工事は、年度内に完了させなければいけません。）	<input type="checkbox"/>
④ 設置後の浄化槽は、浄化槽法が定める法定検査・保守点検・清掃を適正に実施します。	<input type="checkbox"/>
⑤ 浄化槽を設置しようとする場所に居住します。	<input type="checkbox"/>
⑥ 偽りその他不正の手段により手続きを行ってはいけません。	<input type="checkbox"/>
⑦ 本補助金は、市の他の補助制度を利用する工事には使用できません。	<input type="checkbox"/>
⑧ 上記①～⑦の事項を守らなかった場合、補助金交付決定の取消、または交付した補助金の返還を命ずる場合があります。	<input type="checkbox"/>

(2) 交付申請書等の書類の提出について、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。	いずれか 1つ
① 申請者本人が行います。	<input type="checkbox"/>
② 次の浄化槽工事業者が代理で行います。* 浄化槽工事業者名： _____	<input type="checkbox"/>

* 記載のある工事業者には市からの通知（交付決定通知書など）の写しを渡します。

(2)-(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。	同意
同意事項 本件の申請内容が、市の他の補助制度と重複していないことを確認するため、市の他の部署に必要な範囲で申請に関する情報（個人情報を含む）を提供することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>
次の浄化槽工事業者に、工事内容について市から確認すること、市からの通知（交付決定通知書など）の写しを渡すことについて同意します。 浄化槽工事業者名： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____	<input type="checkbox"/>

(以下略)

別記様式第2号 浄化槽設置整備事業補助金 確認書兼同意書 行政書士法の改正に伴い、内容を変更（R8.4.1～）

※行政書士法の改正(R8.1.1施行)により、行政書士でないものが「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違反であると明確化

→行政書士でないものが代理で書類の作成をすることは不可

3 制度利用上の注意点

- ① 補助金申請の時期
- ② 転換・建替え等の補助対象者
- ③ 宅内配管工事の補助利用
- ④ 申請内容の変更

3 制度利用上の注意点 ①申請時期

各申請区分毎に定められた補助金にかかる工事の前に申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。

申請区分	補助金にかかる工事
浄化槽の新設	浄化槽の設置工事
建替え等	既設住宅等解体工事 単独処理浄化槽/くみ取便槽撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事
転換	単独処理浄化槽/くみ取便槽撤去工事 宅内配管工事 浄化槽の設置工事

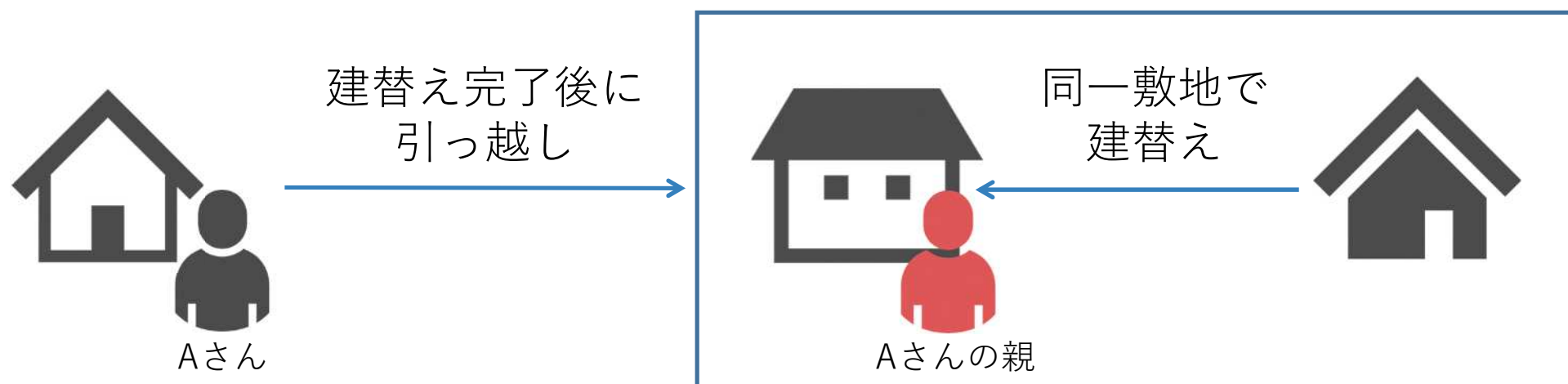
3 制度利用上の注意点 ② 転換・建替え等の補助対象者

浄化槽を設置した住宅に**これからも居住する人**
かつ

転換	建替え等
申請時に 浄化槽を設置対象 の住宅に居住している人	申請時に 浄化槽を設置する 場所と同一敷地内に居住し ている人

3 制度利用上の注意点 ② 転換・建替え等の補助対象者

(例) 親の家を建替えて、Aさんが親の家に引っ越す場合



申請者は、浄化槽を設置する場所と同一敷地に居住している**Aさんの親**です。

3 制度利用上の注意点 ③ 宅内配管工事の補助利用

宅内配管の施工状況写真は、建物と枡、枡と枡、枡と浄化槽間の**接続状況が明瞭に確認できる写真**をお願いします。

施工状況写真の良い例



3 制度利用上の注意点 ③宅内配管工事の補助利用

宅内配管工事に対する補助は**転換が前提**



宅内配管工事に対して補助利用する場合、
単独処理浄化槽/くみ取便槽の**全撤去が原則必要**

撤去工事分の補助申請をしない場合でも、宅内配管工事で補助利用する場合、実績報告時に撤去工事の写真及びマニフェストが必要

3 制度利用上の注意点 ③ 宅内配管工事の補助利用

次の条件を**全て満たす場合、全撤去の原則の例外**とします。

- ① 撤去することで、周辺構造物の強度が不足するなど
周辺地盤、生活環境保全上の悪影響が生じる場合
- ② 撤去をしないことで、周辺への生活環境保全上の
影響が生じない場合
- ③ 土地の所有者などにより、残置物の管理・保全、
維持管理が適切に行われる場合



上記を踏まえて「確認書兼同意書」に全撤去できない理由を記載してください。

3 制度利用上の注意点 ④申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合、**変更承認申請書の提出が必要です。**

- 変更が生じた場合、すみやかに手続きを行ってください。
- 特に、工事の遅れ等で、実際の完了日が申請時の工事完了予定日を過ぎる場合、**申請時の工事完了予定日前までに変更手続きを行ってください。**
- **軽微な変更であっても実績報告前に環境対策課まで確認を。**
(事前の確認がないケースが多くなってきている。)

4 留意事項 次の補助金交付要綱の改正

- 現在の新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の運用は令和8年度末までを予定
- 令和9年度からの新要綱では、移行区域における新設補助を終了する見込みです。

お問い合わせ先

所 属	所 在 地	電 話 番 号
環境対策課水環境グループ	中央区学校町通 1 - 6 0 2 - 1 本庁舎 2 F	☎ 025-226-1371
北区区民生活課生活環境係	北区東栄町 1 - 1 - 1 4	☎ 025-387-1295
東区区民生活課生活環境係	東区下木戸 1 - 4 - 1	☎ 025-250-2285
中央区窓口サービス課生活環境係	中央区西堀通 6 - 8 6 6 NEXT21 4 F	☎ 025-223-7168
江南区区民生活課生活環境係	江南区泉町 3 - 4 - 5	☎ 025-382-4254
秋葉区区民生活課生活環境係	秋葉区程島 2 0 0 9	☎ 0250-25-5678
南区区民生活課生活環境担当	南区白根 1 2 3 5	☎ 025-372-6145
西区区民生活課生活環境係	西区寺尾東 3 - 1 4 - 4 1	☎ 025-264-7261
西蒲区区民生活課生活環境係	西蒲区巻甲 2 6 9 0 - 1 (R8.5.1まで) 西蒲区巻甲 4 2 6 0 - 1 (R8.5.7から)	☎ 0256-72-8312